

議案第 61 号

伊賀市応急診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

伊賀市応急診療所の設置及び管理に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和4年6月6日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市応急診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市応急診療所の設置及び管理に関する条例（平成 18 年伊賀市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「を、伊賀市上野桑町 1615 番地」を「は、伊賀市上之庄 1700 番地 1」に改める。

第 5 条中「の各号に定める」を「に掲げる」に改め、同条第 2 号中「規定する」を「掲げる」に改める。

第 7 条第 1 項中「及び」を「又は」に改める。

別表第 1 中「及び 1 月 2 日から 1 月 3 日までの日」を「までの日、1 月 2 日及び 1 月 3 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 7 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。